

# 第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関する 基本計画

《DV防止基本計画》

## 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力(DV)は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要な課題です。

本市では、平成25年に「堺市 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(DV防止基本計画)」を策定し、DVの防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進してきました。

この計画期間が平成29年度で満了となることから、DVの根絶と被害者の自立支援に向け、さらに取組を進めるため、新たに第2次DV防止基本計画を策定するものです。

## 計画の期間

2018年度(平成30年度)から2022年度(平成34年度)までの5年間

## 計画の位置づけ

- 「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項の規定に基づき堺市が策定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」です。
- 「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」第10条の規定に基づく「第4期さかい男女共同参画プラン」の施策の基本的方向の「女性に対する暴力の根絶」に位置づけられた取組と整合性を有するものです。
- 堺のまちづくりの指針である「堺市マスタープラン」を上位計画とします。

## 計画の目標

「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援」

市民一人ひとりが、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、その根にはジェンダーに基づく差別意識が大きく関わっているということを理解し、暴力による支配関係のない男女平等社会の実現をめざします。

## 推進体制

計画の達成度を把握・評価し、施策の推進における課題等を見出し、効果的、総合的に計画を推進するため、数値目標を設定するとともに、条例に基づき堺市男女共同参画推進庁内委員会等において施策の進捗状況等を毎年取りまとめ、堺市男女平等推進審議会に報告し、市民に公表します。

また、「堺市DV対策連絡会議」等により庁外関係機関との連携も進めます。

## 第2次DV防止基本計画のポイント

- ◆ SNS上でのつきまとい行為を規制対象とすることや罰則の強化を盛り込んだ改正ストーカー規制法や、性犯罪の厳罰化を柱とする改正刑法をふまえ、被害者も加害者も生み出さない社会の実現に向けて、次世代を担う若年層への教育・予防啓発の強化に取り組みます。
- ◆ 市民の暴力に対する認識（とくに精神的暴力及び社会的暴力）が低いこと、多くの被害者が相談できずにいること、相談先として家族や友人等身近な存在が多いこと等から、DVについての正しい理解と知識を身につけ、早期相談に結びつくような啓発及び相談窓口の周知に取り組みます。
- ◆ DVによる子どもへの影響は深刻であるため、心理ケア等子どもに関する支援の充実を図ります。

## 配偶者暴力防止法について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」のことで、DVに係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的に制定されました。

2001年(平成13年)4月	公布
2004年(平成16年)6月	改正法公布 「配偶者からの暴力」の定義を、「身体的暴力」のほか「精神的暴力」、「性的暴力」を含めたものにする等
2007年(平成19年)7月	改正法公布 保護命令制度の拡充・市町村に対する基本計画策定の努力義務等
2013年(平成25年)7月	改正法公布 「生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手」からの暴力についても法を準用

## 定義

「配偶者暴力防止法」における「配偶者からの暴力」とは…

配偶者	男性、女性を問いません。事実婚や生活の本拠を共にする交際相手、元配偶者*も含まれます。 *離婚・離別前に暴力を受け、離婚・離別後も引き続き暴力を受ける場合。
暴力	身体的暴力のみならず、精神的暴力、性的暴力も含まれます。保護命令の申立ては身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象となります。

本計画におけるDVとは…

「配偶者暴力防止法」に規定する配偶者（事実婚・元配偶者も含む）からの暴力及び生活の本拠を共にする交際相手（元生活の本拠を共にする交際相手も含む）からの暴力に加え、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力（デートDV）も対象として含めます。

## 基本方針 1

### DVを許さない意識づくりの推進

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVを含むあらゆる暴力を許さない社会の実現のためには、幼少期からお互いの人権を尊重することを基調とした人権教育や非暴力教育、性的自己決定権を尊重する性教育への取組と、次世代を担う子どもをDVの被害者にも加害者にもさせないための予防啓発が重要です。若年層におけるデートDV被害は、SNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の形態が多様化しており、的確に対応していくことが求められます。

また、被害者の早期発見や通報、保護につなげるために、医療・保健関係者や保育・教育関係者、福祉関係者や保護者等に対する知識の普及と理解の促進に努めます。

- (1) 市民に対する啓発
- (2) 若年層への教育・予防啓発及び教育関係者に対する理解の促進
- (3) 医療・保健・福祉関係者等に対する理解の促進

## 推進体制の充実

## 基本方針 5

DVを防止し、被害者に寄り添い、本人の意思を尊重した適切な支援を行うためには、課題解決にかかわる関係部局との連携強化や、国及び大阪府、警察、医療機関、民間団体など関係機関との緊密な連携、継続した支援の推進が必要です。

また、被害者への更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう支援者等の人材育成や資質向上を図るとともに、支援者の精神的負担をケアできる体制も重要です。国における加害者更生プログラムの調査研究の推進状況の把握や、支援者自身の二次受傷やバーンアウト(燃え尽き症候群)を防止するため、専門家等による研修を実施します。

- (1) 人材育成研修
- (2) 関係機関、団体等との連携機能の充実

## 基本方針 2

### 安心して相談できる体制の整備

被害者がDVから抜け出し安全な生活を送るためには、支援などの必要な情報を得て、問題の解決に向けた行動をとれるようにすることが大切です。そのため、相談窓口の役割は大きく、身近に相談窓口があることや早期から相談できることを広く周知する必要があります。

また、被害者には、女性だけでなく男性や高齢者、障害者、外国人、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の方なども含まれていることから、それぞれの状況に応じた相談対応が求められます。とりわけDVのある家庭では、子どもへの虐待が行われている場合もあり、DVを目撃した子どもの心身に及ぼす影響は深刻です。DVの特性や被害者の状況を理解し、被害者の立場と意思を尊重した相談体制の充実に努めます。

- (1) 相談体制の充実
- (2) 被害者の状況に応じた相談機能の充実

第2次 堺市  
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する  
基本計画

## 基本方針

### 暴力による支配関係のない 男女平等社会の実現をめざして

## 被害者の自立支援と生活再建の支援

## 基本方針 4

被害者が新たな場所で自立して生活しようとする場合、住宅や就業機会の確保、経済基盤の確立、DVによる心身の回復のためのケアなどの支援が必要です。そのためには、関係機関が相互に連携し、福祉や雇用等の各種施策を十分に活用しながら、継続的に支援することが重要です。

暴力の対象となったり、DVの目撃等により深刻な影響を受ける子どもについては、関係機関との更なる連携によるケアが必要です。また、高齢者、障害者、外国人、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の方などそれぞれの被害者等の状況に配慮し、関係機関や団体との連携に努めます。

- (1) 生活基盤を整えるための支援
- (2) 子どもに関する支援
- (3) 高齢者・障害者・外国人・性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の方などへの支援
- (4) 被害者の心のサポート

## 基本方針 3

### 被害者の安全確保の徹底

被害者とその子ども等の安全確保は最優先課題です。本市では、緊急時における迅速かつ適切な安全確保のため、警察等と連携し、一時保護時の支援などを必要に応じて行っています。

被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合や、着の身着のまま家を飛び出し、助けを求めてくることもあります。被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくないことから、配偶者暴力相談支援センター及び女性相談窓口や警察等関係機関の間で、連絡体制や加害者からの追跡への対応等について情報共有と情報管理の更なる徹底に努める必要があります。さらに、被害者のみならず、支援者等の安全を確保することも重要です。

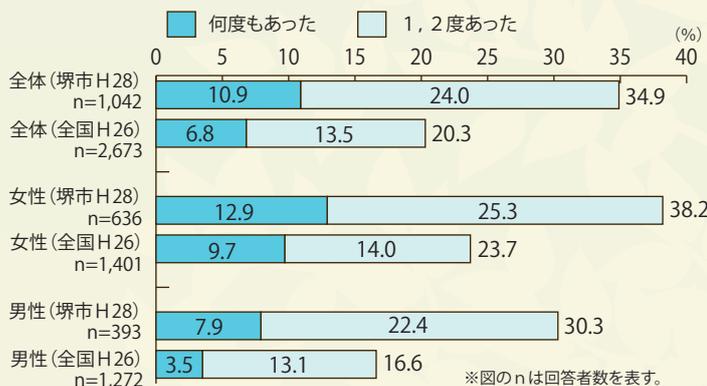
- (1) 被害者の保護体制の徹底
- (2) 被害者の情報管理の徹底

# DVの現状

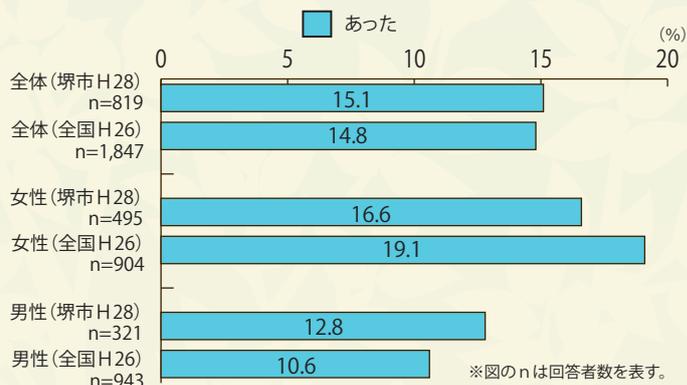
## DV被害の状況

配偶者・パートナーからの暴力の被害について「何度もあった」「1、2度あった」と答えた人の割合は、女性が38.2%、男性が30.3%となっています。2014年度（平成26年度）に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」と比べると、被害経験は男女共に全国調査を上回っています。デートDV（交際相手からの暴力）の被害について「あった」と答えた人の割合は、女性が16.6%、男性が12.8%となっています。内閣府の調査と比べると、女性の割合は全国よりも低く、男性の割合が高くなっています。

### 配偶者・パートナーから受けたDV被害経験(全国・堺市)



### デートDV被害経験(全国・堺市)

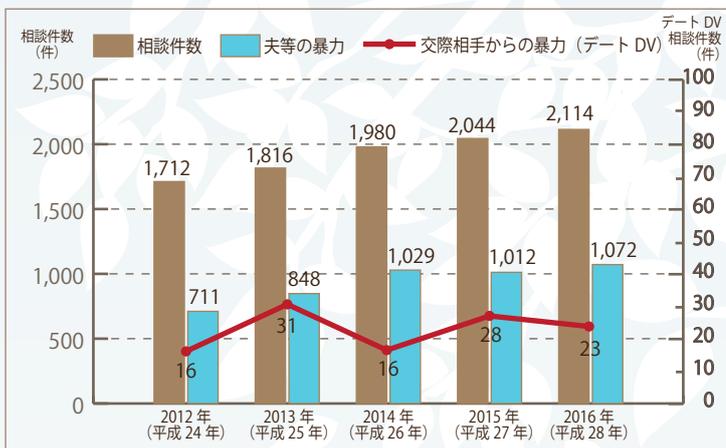


▲資料「堺市男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成28年度)、内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年度)

## 相談の状況

堺市では1996年（平成8年）から「女性相談員」を現・各区保健福祉総合センターに配置し、DVや離婚問題など女性相談に対応しています。夫等の暴力に関する相談は増加傾向にあり、2014年度（平成26年度）以降、全相談件数の5割前後となっています。また、デートDVの相談件数は、20件前後から30件前後で推移しています。2012年（平成24年）に開設した堺市配偶者暴力相談支援センターにおける夫等の暴力の相談も、2014年度（平成26年度）以降、増加傾向にあります。

### 女性相談件数の推移(堺市)



### 配偶者暴力相談支援センターの相談件数の推移(堺市)



▲資料 堺市子ども家庭課調べ

## 一時保護の状況

婦人相談所である大阪府女性相談センターで実施された一時保護のうち、堺市と連携した「夫等の暴力による一時保護」の件数をみると、2013年（平成25年）が全体の8割を超えて最も多くなっています。2014年（平成26年）と2015年（平成27年）は全体の7割前後となっており、2016年（平成28年）は全体の6割を超えています。

### 一時保護件数の推移(堺市)



▲資料 堺市子ども家庭課調べ

# DV (ドメスティックバイオレンス)について

## DVの種類

配偶者や恋人など親密な関係にある人やあった人から振られる暴力のことです。DVには身体的暴力だけではなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力、子どもを利用した暴力があります。

身体的暴力	平手でたたく、足でける、突き飛ばす、骨折させる など
経済的暴力	生活に必要なお金を渡さない、お金の使い方を細かくチェックする など
精神的暴力	無視する、人格を否定するようなことを言う、大声でどなる など
性的暴力	嫌がっているのに性的な行為を強要する、見たくないのにポルノビデオを見せる、避妊に協力しない など
社会的暴力	携帯電話の番号やメールを勝手にチェックする、外出や行動を制限・監視する など
子どもを利用した暴力	子どもの前で暴力をふるう、子どもに暴力をふるう、子どもに危害を加えると言って脅す など

## 力(パワー)と支配(コントロール)の関係

DVの本質は「力と支配」と言われています。相手を力で支配する、つまり自分の思い通りに相手を動かすことです。この「力」には、身体的暴力だけでなく、社会的、精神的、経済的暴力等があり、これらのいろいろな種類の暴力が複合的に組み合わせられて相手を支配するのがDVです。

また、DVには3つの局面からなる「サイクル」と言われています。加害者が暴力を振った後に優しくなり、「もう暴力は振るわない」と謝罪すると、被害者はもう一度信じようと思えます。しかし時間が経つにつれ、加害者は次第にイライラして緊張が高まり、被害者も恐怖感を募らせおびえるようになります。こうしてぎくしゃくする時期が続くと、緊張がピークに達し、再び激しい暴力を振るようになります。いったんこのサイクルに組み込まれると、被害者一人ではこのサイクルから抜け出すことができなくなると言われています。

## なぜ被害者は逃げるできないのか

1 恐怖感	被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあります。
2 無力感	被害者は暴力を振るわれ続けることにより、「自分は配偶者から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります。
3 複雑な心	「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることもあります。
4 経済的問題	配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げることはできないこともあります。
5 子どもの問題	子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気になり、逃げることにふみ切れないこともあります。
6 失うもの	配偶者から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きいこともあります。

## 加害者のタイプ

暴力を振るう加害者については、一定のタイプはなく、年齢、学歴、職種、年収に関係がないと言われます。人当たりが良く、社会的信用もあり、周囲の人からは「家で暴力を振っているとは想像できない」と思われている人もいます。

# 堺市被害者支援フローチャート



## DVについての相談窓口

堺市配偶者暴力相談支援センター	072-228-3943 (専門ダイヤル)	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時30分 (祝日・振替休日・年末年始を除く)
堺市各区役所 保健福祉総合センター 女性相談窓口	堺区 072-228-7023 中区 072-270-0550 東区 072-287-8198 西区 072-343-5020 南区 072-290-1744 北区 072-258-6621 美原区 072-341-6411	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時30分 (祝日・振替休日・年末年始を除く) ※女性相談員による相談時間は、 各区役所により異なります。 事前にお問い合わせください。
堺市夜間・休日DV電話相談	072-280-2526	上記以外の時間

第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(概要版) 2018年(平成30年)3月発行

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 ホームページ <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号 1-D 3-1 7-0 3 3 4

堺市 市民人権局 男女共同参画推進課

TEL:072-228-7408

FAX:072-228-8070

堺市 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課

TEL:072-228-7331

FAX:072-228-8341